# 那覇市公報

**第１６１３号**
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

## 目　　次

### ◇条　　例◇

○住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例（市民課）…… 1268

### ◇訓　　令◇

○那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）…… 1272

### ◇告　　示◇

○那覇市老人福祉センター及び那覇市老人憩の家の指定管理者の指定について
（ちゃーがんじゅう課）…… 1274

○那覇市老人福祉センター及び那覇市児童館の指定管理者の指定について
（ちゃーがんじゅう課）…… 1275

○那覇市障がい者福祉センター指定管理者の指定について（障がい福祉課）・1276

○建築基準法第 42 条第１項第４号の規定による道路の指定について
（建築指導課）…… 1277

○平成 25 年度那覇市一般会計補正予算（第３号）（財政課）…… 1279

○平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
（国民健康保険課）…… 1284

○平成 25 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）（国民健康保険課）
…… 1287

○平成 25 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
（ちゃーがんじゅう課）…… 1288

○平成 25 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
（ちゃーがんじゅう課）…… 1289

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………………………………………… 1291

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）…………………………………………… 1292

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………………………………………… 1293

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………………………………………… 1294

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について（保護管理課）………………………… 1296

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について（保護管理課）………………………………… 1297

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の廃止について（保護管理課）………………………………… 1298

## ◇公　　　告◇

○那覇市基幹系業務システム最適化事業について（情報政策課）………… 1299

○壺屋焼物博物館施設サイン等制作及び設置業務委託入札の実施について（文化財課）…………………………………………………… 1300

○住民票の職権消除の公示について（市民課）………………………… 1302

○津波緊急一時避難施設への誘導案内シート及び表示板製作・設置業務委託契約に係る制限付一般競争入札の実施について（総務課）…………………… 1303

## ◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………………… 1305

## ◇教育委員会規則◇

○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則‥‥‥‥‥ 1306

## ◇教育委員会告示◇

○那覇市立森の家みんみんの指定管理者の指定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1308

# 条　　例

**那覇市条例第１号**
平成26年２月３日

住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例

（那覇市役所支所設置条例の一部改正）

第1条　那覇市役所支所設置条例（1954年那覇市条例第57号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 第2条　支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。<br>［表　別記］ | 第2条　［略］<br>［表　別記］ |
| 備考　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 | |

［改正前　別記］

［第2条の表］

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 那覇市役所<br>真和志支所 | ［略］ | 字与儀、与儀1丁目、与儀2丁目、壺屋2丁目、字寄宮、寄宮1丁目、寄宮2丁目、寄宮3丁目、三原1丁目、三原2丁目、三原3丁目、古波蔵1丁目、古波蔵2丁目、字松川、松川1丁目、松川2丁目、松川3丁目、字大道、字国場、字仲井真、字上間、上間1丁目、字真地、繁多川1丁目、繁多川2丁目、繁多川3丁目、繁多川4丁目、繁多川5丁目、字安里、安里1丁目、安里2丁目、安里3丁目、字真嘉比、真嘉比2丁目、真嘉比3丁目、字古島、古島1丁目、古島2丁目、松島1丁目、松島2丁目、字識名、識名1丁目、識名2丁目、識名3丁目、識名4丁目、長田1丁目、長田2丁目 |

［改正後　別記］

［第2条の表］

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 那覇市役所<br>真和志支所 | ［略］ | 字与儀、与儀1丁目、与儀2丁目、壺屋2丁目、字寄宮、寄宮1丁目、寄宮2丁目、寄宮3丁目、三原1丁目、三原2丁目、三原3丁目、古波蔵1丁目、古波蔵2丁目、字松川、松川1丁目、松川2丁目、松川3丁目、字大道、字国場、字仲井真、字上間、上間1丁目、字真地、繁多川1丁目、繁多川2丁目、繁多川3丁目、繁多川4丁目、繁多川5丁目、字安里、安里1丁目、安里2丁目、安里3丁目、真嘉比1丁目、真嘉比2丁目、真嘉比3丁目、字古島、古島1丁目、古島2丁目、松島1丁目、松島2丁目、字識名、識名1丁目、識名2丁目、識名3丁目、識名4丁目、長田1丁目、長田2丁目 |

（那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正）

第2条　那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例（1972年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| ［別表　別記］ | ［別表　別記］ |
| 備考　前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 | |

［改正前　別記］

別表（第4条関係）

| 名称 | 位置 | 管轄区域 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 那覇市中央消防署 | ［略］ | ［略］<br>字真嘉比　真嘉比2丁目　真嘉比3丁目<br>［略］ |

［改正後　別記］

別表（第4条関係）

| 名称 | 位置 | 管轄区域 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 那覇市中央消防署 | ［略］ | ［略］<br>真嘉比1丁目　真嘉比2丁目　真嘉比3丁目<br>［略］ |

（那覇市立学校設置条例の一部改正）

第3条　那覇市立学校設置条例（昭和47年那覇市条例第58号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| ［別表第1　別記］<br>［別表第2　別記］ | ［別表第1　別記］<br>［別表第2　別記］ |
| 備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 | |

［改正前　別記］

別表第1（第2条関係）

| 幼稚園の名称 | 位置 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 那覇市立真嘉比幼稚園 | 那覇市字真嘉比209番地 |
| ［略］ | |

［改正後　別記］

別表第1（第2条関係）

| 幼稚園の名称 | 位置 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| ［略］ | |
| 那覇市立真嘉比幼稚園 | 那覇市真嘉比1丁目18番1号 |
| ［略］ | |

［改正前　別記］

別表第2（第3条関係）

| 小学校の名称 | 位置 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 那覇市立真嘉比小学校 | 那覇市字真嘉比209番地 |
| ［略］ | |

［改正後　別記］

別表第2（第3条関係）

| 小学校の名称 | 位置 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 那覇市立真嘉比小学校 | 那覇市真嘉比1丁目17番1号 |
| ［略］ | |

（那覇市共同利用施設条例の一部改正）

第4条　那覇市共同利用施設条例（平成17年那覇市条例第41号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （名称及び位置）<br>第2条　共同利用施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。<br>［表　別記］ | （名称及び位置）<br>第2条　［略］<br>［表　別記］ |
| 備考　第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 | |

［改正前　別記］

［第2条の表］

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 那覇市真嘉比自治会館 | 那覇市字真嘉比41番地 |
| ［略］ | |

［改正後　別記］

［第2条の表］

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 那覇市真嘉比自治会館 | 那覇市真嘉比2丁目33番12号 |
| ［略］ | |

付　則

この条例は、平成26年3月1日から施行する。

# 訓　　令

**那覇市訓令第１号**
平成26年１月29日
公　　表　　済

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| (申請等の手続の特例)<br>第24条　この訓令で定める申請等について、総務部長が庶務管理システムによることが適当と認めるものについては、庶務管理システムによる所定の操作をもって当該申請等に代えるものとする。 | (申請等の手続の特例)<br>第24条　この訓令で定める申請等(第3条第2項の規定による押印並びに同条第3項の規定による時刻の明記及び押印を含む。)について、総務部長が庶務管理システムによることが適当と認めるものについては、庶務管理システムによる所定の操作をもって当該申請等に代えるものとする。 |
| 備考　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 | |

付　則

この訓令は、平成26年1月29日から施行し、改正後の那覇市職員服務規程の規定は、平成26年1月1日から適用する。

# 告　　示

**那覇市告示第 289 号**
平成 26 年１月 15 日
掲　　示　　済

那覇市老人福祉センター及び那覇市老人憩の家の指定管理者の指定について

那覇市老人福祉センター及び那覇市老人憩の家の管理･運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の２第６項の規定に基づき平成 25 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市老人福祉センター条例(平成 17 年９月 30 日条例第 39 号)第 15 条第４項及び那覇市老人憩の家条例(平成 17 年９月 30 日条例第 43 号)第 15 条第４項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　指定管理を行わせる公の施設

| 名　　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 那覇市末吉老人福祉センター | 那覇市首里末吉町２丁目 14 番地 |
| 那覇市壺川老人福祉センター | 那覇市壺川２丁目３番 11 号 |
| 那覇市辻老人憩の家 | 那覇市辻２丁目 14 番１号 |

２　指定管理者となる団体
　名　称　　社会福祉法人　陽風会
　所在地　　那覇市牧志３丁目８番 10 号
　代表者　　理事長　高良　健

３　指定期間　　平成 26 年４月１日から平成 31 年３月 31 日

**那覇市告示第 290 号**
平成 26 年１月 15 日
掲　　示　　済

# 那覇市老人福祉センター及び那覇市児童館の指定管理者の指定について

那覇市老人福祉センター及び那覇市児童館の管理･運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の２第６項の規定に基づき平成 25 年 12 月定例議会において承認を得られましたので、那覇市老人福祉センター条例(平成 17 年９月 30 日条例第 39 号)第 15 条第４項及び那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年９月 30 日条例第 40 号)第 16 条第４項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　指定管理を行わせる公の施設

| 名　　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 那覇市小禄老人福祉センター | 那覇市小禄５丁目４番地２号 |
| 那覇市小禄児童館 | |
| 那覇市識名老人福祉センター | 那覇市識名２丁目５番５号 |
| 那覇市識名児童館 | |

２　指定管理者となる団体
名　称　　社会福祉法人　那覇市社会福祉協議会
所在地　　那覇市金城３丁目５番地４
代表者　　会長　仲里　政幸

３　指定期間　　平成 26 年４月１日から平成 31 年３月 31 日

**那覇市告示第 292 号**
平成 26 年 1 月 20 日
掲　　示　　済

那覇市障がい者福祉センター指定管理者の指定について

那覇市障がい者福祉センター条例第 13 条第１項の規定に基づき指定管理者を指定したので、同条第４項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　管理を行わせる施設

名　称　那覇市障がい者福祉センター
所在地　那覇市古島２丁目 14 番地４

２　指定管理者となる団体

名　称　社団法人 那覇市身体障害者福祉協会
所在地　那覇市古島２丁目 14 番地４
代表者　会長　高良 幸勇

３　指定期間　平成 26 年４月１日から平成 31 年３月 31 日まで

**那覇市告示第 294 号**
平成 26 年 1 月 23 日
掲　　示　　済

建築基準法第 42 条第１項第４号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第１項第４号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　指定道路の種類：第 42 条第１項第４号の規定による指定に係る道路
２　指定の年月日：平成 26 年１月 23 日
３　指定道路の位置：別図参照
４　指定道路の延長及び幅員：延長 1,060ｍ、幅員 30ｍ

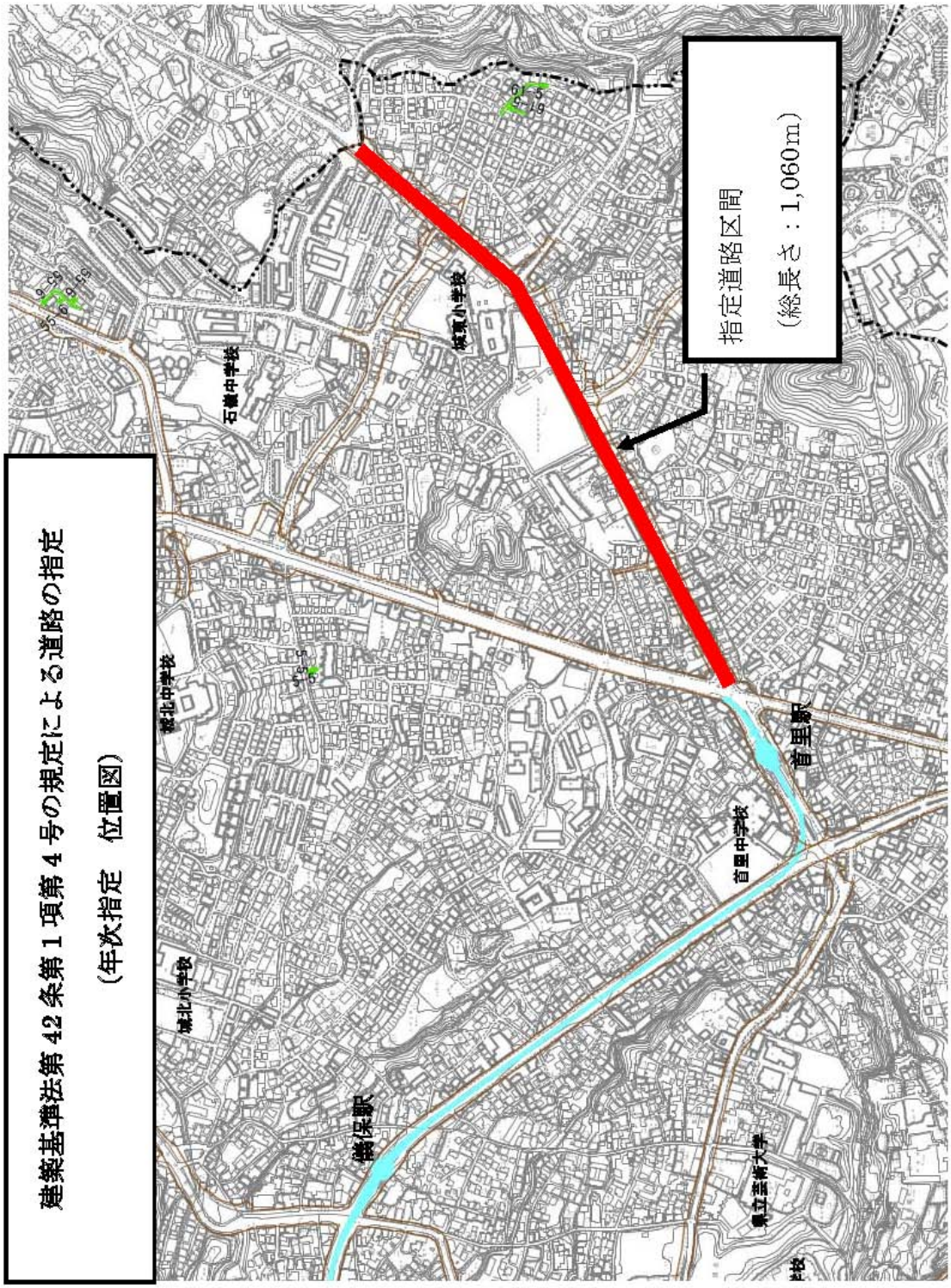
建築基準法第 42 条第１項第４号の規定による道路の指定
（年次指定　位置図）
指定道路区間
（総長さ：1,060m）
城北中学校
石嶺中学校
城嶺小学校
首里駅
首里中学校
城北小学校
赤嶺駅
県立芸術大学

**那覇市告示第 305 号**
平成 26 年 2 月 3 日

平成 25 年(2013 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市一般会計補正予算(第３号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　翁　長　雄　志

平成 25 年度那覇市一般会計補正予算(第３号)

平成 25 年度那覇市の一般会計の補正予算(第３号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,110,869 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,063,946 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第２表　繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第３条　既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第３表　債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第４条　既定の地方債の追加及び変更は、「第４表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 13 使用料及び手数料 | | 2,868,322 | 68 | 2,868,390 |
| | 1 使用料 | 2,250,825 | 68 | 2,250,893 |
| 14 国庫支出金 | | 31,578,101 | 426,558 | 32,004,659 |
| | 1 国庫負担金 | 26,064,325 | 384,485 | 26,448,810 |
| | 2 国庫補助金 | 5,408,558 | 43,873 | 5,452,431 |
| | 3 委託金 | 105,218 | △1,800 | 103,418 |
| 15 県支出金 | | 15,344,725 | 315,519 | 15,660,244 |
| | 1 県負担金 | 4,172,164 | 162,420 | 4,334,584 |
| | 2 県補助金 | 10,678,897 | 153,099 | 10,831,996 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 18 繰入金 | | 2,921,091 | 14,478 | 2,935,569 |
| | 2 基金繰入金 | 2,812,423 | 14,478 | 2,826,901 |
| 19 繰越金 | | 1,866,706 | 109,521 | 1,976,227 |
| | 1 繰越金 | 1,866,706 | 109,521 | 1,976,227 |
| 20 諸収入 | | 2,523,812 | 5,025 | 2,528,837 |
| | 5 雑入 | 1,937,434 | 5,025 | 1,942,459 |
| 21 市債 | | 11,968,657 | 239,700 | 12,208,357 |
| | 1 市債 | 11,968,657 | 239,700 | 12,208,357 |
| 歳　入　合　計 | | 130,953,077 | 1,110,869 | 132,063,946 |

歳　出　　（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 2 総務費 | | 12,249,057 | 100,902 | 12,349,959 |
| | 1 総務管理費 | 9,823,293 | 99,314 | 9,922,607 |
| | 2 徴税費 | 1,067,935 | 764 | 1,068,699 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 948,580 | 824 | 949,404 |
| 3 民生費 | | 59,328,097 | 626,824 | 59,954,921 |
| | 1 社会福祉費 | 19,031,400 | 584,516 | 19,615,916 |
| | 2 児童福祉費 | 19,331,874 | 41,450 | 19,373,324 |
| | 3 生活保護費 | 20,964,822 | 858 | 20,965,680 |
| 4 衛生費 | | 9,222,203 | 9,760 | 9,231,963 |
| | 1 保健衛生費 | 5,216,425 | 4,480 | 5,220,905 |
| | 2 清掃費 | 4,005,778 | 5,280 | 4,011,058 |
| 5 労働費 | | 601,578 | 3,409 | 604,987 |
| | 1 労働諸費 | 601,578 | 3,409 | 604,987 |
| 7 商工費 | | 1,845,508 | 13,594 | 1,859,102 |
| | 1 商工費 | 1,845,508 | 13,594 | 1,859,102 |
| 8 土木費 | | 17,882,840 | 125,876 | 18,008,716 |
| | 2 道路橋りょう費 | 1,622,405 | 61,034 | 1,683,439 |
| | 4 都市計画費 | 8,672,723 | 28,550 | 8,701,273 |
| | 5 住宅費 | 5,981,561 | 36,292 | 6,017,853 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 9 消防費 | | 2,767,801 | 178,847 | 2,946,648 |
| | 1 消防費 | 2,767,801 | 178,847 | 2,946,648 |
| 10 教育費 | | 11,855,313 | 51,657 | 11,906,970 |
| | 1 教育総務費 | 1,569,573 | 25,111 | 1,594,684 |
| | 2 小学校費 | 3,733,466 | 14,636 | 3,748,102 |
| | 3 中学校費 | 1,623,677 | △9,345 | 1,614,332 |
| | 4 幼稚園費 | 1,940,557 | 13,188 | 1,953,745 |
| | 5 社会教育費 | 1,290,638 | 2,923 | 1,293,561 |
| | 6 保健体育費 | 1,697,402 | 5,144 | 1,702,546 |
| 歳　出　合　計 | | 130,953,077 | 1,110,869 | 132,063,946 |

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

| 款 | 項 | 事　業　名 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 2 総務費 | | | 4,366 |
| | 1 総務管理費 | | 4,366 |
| | | ニーファガー維持補修事業 | 4,366 |
| 8 土木費 | | | 332,900 |
| | 2 道路橋りょう費 | | 52,400 |
| | | 道路新設改良事業（公共投資交付金） | 52,400 |
| | 4 都市計画費 | | 280,500 |
| | | 沖縄都市モノレール延長事業 | 280,500 |
| 9 消防費 | | | 164,959 |
| | 1 消防費 | | 164,959 |
| | | 工作車購入事業 | 164,959 |
| 合　　計 | | | 502,225 |

第３表　債務負担行為補正

１　追　加

（単位：千円）

| 事　　項 | 期　　間 | 限度額 |
|---|---|---|
| 基幹系業務システム最適化事業（情報政策課） | 平成25年度から平成31年度まで | 2,195,259 |
| 起業支援型地域雇用創造事業（オリジナルキャラクターコンテンツ産業拡大支援事業）（商工農水課） | 平成26年度 | 11,475 |
| 起業支援型地域雇用創造事業（壺屋焼県外向けブランド開発及び販路拡大事業）（商工農水課） | 平成26年度 | 10,836 |

| | | |
|---|---|---|
| 生活保護システム構築事業（保護管理課） | 平成25年度から<br>平成31年度まで | 66,000 |
| 平成２６年度健康診査通知書等作成事業（保健所　健康増進課） | 平成25年度から<br>平成26年度まで | 2,016 |
| 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業（こどもみらい課） | 平成25年度から<br>平成26年度まで | 27,859 |
| 与儀保育所建設事業（与儀保育所仮園舎建設工事（設計）業務委託）（こどもみらい課） | 平成25年度から<br>平成26年度まで | 15,503 |
| こども医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱契約（自己負担額支払明細書等の作成及び報告）（子育て応援課） | 平成26年度から<br>契約終了まで | 診療報酬明細書又は調剤報酬明細書ごとに1件当たり16円を乗じて得た金額 |
| こども医療費助成制度の自動償還方式に関する事務取扱契約（自己負担額支払明細書等の確認及び集計）（子育て応援課） | 平成26年度から<br>契約終了まで | こども医療費助成事業報告件数明細書の毎月の報告件数に1件当たり25.5円を乗じて得た金額 |
| 繁多川公民館業務委託料（生涯学習課） | 平成25年度から<br>平成26年度まで | 13,108 |
| 若狭公民館業務委託料（生涯学習課） | 平成25年度から<br>平成26年度まで | 13,108 |
| 奥武山体育施設（トレーニング室）管理運営業務委託料（市民スポーツ課） | 平成25年度から<br>平成27年度まで | 26,000 |
| 天久小学校校舎増築事業（設計・監理）業務委託（施設課） | 平成25年度から<br>平成26年度まで | 24,686 |
| 天久小学校仮設校舎リース事業（施設課） | 平成25年度から<br>平成26年度まで | 55,912 |

２　変　更　　（単位：千円）

| 事　　項 | 補　正　前 | | 補　正　後 | |
|---|---|---|---|---|
| | 期　　間 | 限度額 | 期　　間 | 限度額 |
| 開南幼稚園園舎建設事業（設計・監理）業務委託（こども政策課） | 平成25年度から<br>平成26年度まで | 32,320 | 平成25年度から<br>平成27年度まで | 33,359 |
| 前島・久茂地小学校統合新校児童クラブ整備事業（工事）（こども政策課） | 平成26年度 | 29,985 | 平成26年度 | 38,814 |
| 与儀保育所建設事業（旧樋川保育所解体工事）（こどもみらい課） | 平成26年度 | 2,880 | 平成25年度から<br>平成26年度まで | 4,800 |

３　廃　止　　（単位：千円）

| 事　項 | 期　　間 | 限度額 |
|---|---|---|
| 繁多川・若狭公民館指定管理事業（生涯学習課） | 平成25年度から平成28年度まで | 122,989 |

第４表　地方債補正

１　追　加　　（単位：千円）

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|---|---|---|---|---|
| 12 一般廃棄物処理事業 | 3,600 | 証書借入又は証券発行 | 年 5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。<br>償還方法は、元利均等、元金均等等による。<br>ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。 |
| 13 消防施設整備事業 | 175,600 | | | |
| 14 観光客受入基盤整備事業 | 22,400 | | | |

２　変　更　　（単位：千円）

| 起債の目的 | 補　正　前 | | | | 補　正　後 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利　率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利　率 | 償還の方法 |
| 4 道路整備事業 | 165,800 | 証書借入又は証券発行 | 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。<br>償還方法は、元利均等、元金均等等による。<br>ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。 | 175,200 | 補正前に同じ | | |
| 7 市営住宅建設事業 | 1,174,500 | | | | 1,191,900 | | | |
| 10 教育施設整備事業 | 965,900 | | | | 977,200 | | | |

---

**那覇市告示第 306 号**

平成 26 年 2 月 3 日

平成 25 年（2013 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長　翁　長　雄　志

# 平成25年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

平成25年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ754,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,509,629千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ３　国庫支出金 | | 千円<br>14,903,828 | 千円<br>140,375 | 千円<br>15,044,203 |
| | １　国庫負担金 | 9,339,793 | 93,984 | 9,433,777 |
| | ２　国庫補助金 | 5,564,035 | 46,391 | 5,610,426 |
| ４　療養給付費等交付金 | | 2,224,731 | △25,249 | 2,199,482 |
| | １　療養給付費等交付金 | 2,224,731 | △25,249 | 2,199,482 |
| ５　前期高齢者交付金 | | 2,934,239 | △8,709 | 2,925,530 |
| | １　前期高齢者交付金 | 2,934,239 | △8,709 | 2,925,530 |
| ６　県支出金 | | 2,756,980 | 23,496 | 2,780,476 |
| | １　県補助金 | 2,280,044 | 23,496 | 2,303,540 |
| ９　繰入金 | | 千円<br>3,828,853 | 千円<br>1,619 | 千円<br>3,830,472 |
| | １　他会計繰入金 | 3,828,852 | 1,619 | 3,830,471 |
| 10　諸収入 | | 7,181,093 | 622,733 | 7,803,826 |
| | ３　雑入 | 7,177,726 | 622,733 | 7,800,459 |
| 歳　入　合　計 | | 47,755,364 | 754,265 | 48,509,629 |

歳　　出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1　総務費 | | 千円<br>674,361 | 千円<br>1,646 | 千円<br>676,007 |
| | 1　総務管理費 | 487,667 | 1,646 | 489,313 |
| 2　保険給付費 | | 26,703,543 | 288,855 | 26,992,398 |
| | 1　療養諸費 | 22,850,742 | 168,555 | 23,019,297 |
| | 2　高額療養費 | 3,501,218 | 120,300 | 3,621,518 |
| 3　後期高齢者支援金等 | | 5,364,190 | △20,726 | 5,343,464 |
| | 1　後期高齢者支援金等 | 5,364,190 | △20,726 | 5,343,464 |
| 5　老人保健拠出金 | | 219 | △26 | 193 |
| | 1　老人保健拠出金 | 219 | △26 | 193 |
| 6　介護納付金 | | 2,486,661 | △10,453 | 2,476,208 |
| | 1　介護納付金 | 2,486,661 | △10,453 | 2,476,208 |
| 8　保健事業費 | | 283,376 | 52 | 283,428 |
| | 1　特定健康診査等事業費 | 254,769 | 52 | 254,821 |
| 10　諸支出金 | | 245,256 | 494,917 | 740,173 |
| | 1　償還金及び還付加算金 | 234,337 | 494,917 | 729,254 |
| 歳　出　合　計 | | 47,755,364 | 754,265 | 48,509,629 |

**那覇市告示第 307 号**
平成 26 年 2 月 3 日

平成25年（2013年）12月那覇市議会定例会で議決された平成25年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　翁　長　雄　志

平成25年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

平成25年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,841,432千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ３　繰入金 | | 千円<br>568,303 | 千円<br>196 | 千円<br>568,499 |
| | １　一般会計繰入金 | 568,303 | 196 | 568,499 |
| ４　繰越金 | | 1 | 22,630 | 22,631 |
| | １　繰越金 | 1 | 22,630 | 22,631 |
| ５　諸収入 | | 8,156 | 2,722 | 10,878 |
| | ２　償還金及び還付加算金 | 8,051 | 2,722 | 10,773 |
| 歳　入　合　計 | | 2,815,884 | 25,548 | 2,841,432 |

歳　出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| １　総務費 | | 千円<br>30,248 | 千円<br>53 | 千円<br>30,301 |
| | １　総務管理費 | 19,694 | 53 | 19,747 |
| | ２　徴収費 | 10,554 | 0 | 10,554 |
| ２　後期高齢者医療広域連合納付金 | | 2,777,585 | 24,728 | 2,802,313 |
| | １　後期高齢者医療広域連合納付金 | 2,777,585 | 24,728 | 2,802,313 |
| ３　諸支出金 | | 8,051 | 767 | 8,818 |
| | １　償還金及び還付加算金 | 8,050 | 767 | 8,817 |
| | ２　繰出金 | 1 | 0 | 1 |
| 歳　出　合　計 | | 2,815,884 | 25,548 | 2,841,432 |

---

**那覇市告示第 308 号**
平成 26 年 2 月 3 日

平成 25 年（2013 年）９月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　翁　長　雄　志

平成25年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

平成 25 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601,024千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,823,133 千円とする。

第２条歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳入　　単位:千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 5　県支出金 | | 2,926,558 | 37,165 | 2,963,723 |
| | 3　県補助金 | 74,468 | 37,165 | 111,633 |
| 7　繰入金 | | 3,231,094 | 2,151 | 3,233,245 |
| | 1　他会計繰入金 | 3,164,252 | 2,151 | 3,166,403 |
| 8　繰越金 | | 1 | 561,707 | 561,708 |
| | 1　繰越金 | 1 | 561,707 | 561,708 |
| 11　サービス収入 | | 0 | 1 | 1 |
| | 1　予防給付費収入 | 0 | 1 | 1 |
| 歳　入　合　計 | | 21,222,109 | 601,024 | 21,823,133 |

歳出　　単位:千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1　総務費 | | 564,915 | 39,316 | 604,231 |
| | 1　総務管理費 | 294,138 | 39,316 | 333,454 |
| 4　基金積立金 | | 406 | 214,123 | 214,529 |
| | 1　基金積立金 | 406 | 214,123 | 214,529 |
| 6　諸支出金 | | 12,061 | 347,585 | 359,646 |
| | 1　償還金及び還付加算金 | 12,060 | 248,343 | 260,403 |
| | 2　繰出金 | 1 | 99,242 | 99,243 |
| 歳　出　合　計 | | 21,222,109 | 601,024 | 21,823,133 |

**那覇市告示第 309 号**

平成 26 年 2 月 3 日

平成 25 年（2013 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 25 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の要領は次のとおりである。

那覇市長　翁　長　雄　志

# 平成25年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

平成 25 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,634千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,828,767 千円とする。

第２条　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳入　　単位:千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 7　繰入金 | | 3,233,245 | 1,881 | 3,235,126 |
| | 1　他会計繰入金 | 3,166,403 | 1,881 | 3,168,284 |
| 9　諸収入 | | 6,810 | 3,753 | 10,563 |
| | 2　雑入 | 6,808 | 3,753 | 10,561 |
| 歳　入　合　計 | | 21,823,133 | 5,634 | 21,828,767 |

歳出　　単位:千円

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 1　総務費 | | 604,231 | 1,881 | 606,112 |
| | 1　総務管理費 | 333,454 | 1,688 | 335,142 |
| | 2　徴収費 | 26,206 | 193 | 26,399 |
| 6　諸支出金 | | 359,646 | 3,753 | 363,399 |
| | 1　償還金及び還付加算金 | 260,403 | 3,753 | 264,156 |
| 歳　出　合　計 | | 21,823,133 | 5,634 | 21,828,767 |

**那覇市告示第 310 号**
平成 26 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　翁　長　雄　志

| 名　　称 | 開　設　者 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 所　在　地 | | |
| 医療法人　医忠会<br>下地内科クリニック | 医療法人　医忠会 | 平成 25 年 12 月１日 |
| 那覇市長田１丁目 24 番 26 号　長田ﾒﾃﾞｨｶﾙﾋﾞﾙ１階 | | |
| 医療法人　善立会<br>まつおＴＣクリニック | 医療法人　善立会 | 平成 25 年 12 月１日 |
| 那覇市松尾２丁目２番 25-４号　３階、４階 | | |
| 沖縄整肢療護園 | 社会福祉法人<br>沖縄肢体不自由児協会 | 平成 25 年 12 月１日 |
| 那覇市寄宮２丁目３番１号 | | |
| 医療法人　首里の杜会<br>首里の杜耳鼻咽喉科 | 医療法人　首里の杜会 | 平成 25 年 12 月１日 |
| 那覇市首里久場川町２丁目 96 番地 18　ﾒﾃﾞｨｶﾙﾌﾟﾗｻﾞ首里２階 | | |
| 医療法人　志禄会<br>那覇かなぐすく皮膚科 | 医療法人　志禄会 | 平成 25 年 12 月１日 |
| 那覇市金城５丁目 11 番地６　小禄ガーデンビル１階 | | |

| | | |
|---|---|---|
| たまなは歯科医院 | 玉那覇　哲 | 平成 25 年 12 月９日 |
| 那覇市首里石嶺町３丁目１番地６ | | |
| ケイデンタルオフィス | 仲間　恵義 | 平成 25 年 12 月 25 日 |
| 那覇市小禄４丁目１番地８ | | |
| ふく薬局　かいなん店 | 株式会社ふく薬品 | 平成 26 年１月１日 |
| 那覇市松尾２丁目 17 番 28 号 | | |
| 医療法人　陽心会<br>シーサイドクリニック | 医療法人　陽心会 | 平成 26 年１月４日 |
| 那覇市若狭１丁目３番 16 号　セゾンライト若狭１階 | | |

**那覇市告示第 311 号**

平成 26 年２月３日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長　翁　長　雄　志

| 名　　称<br>所　在　地 | 休止年月日 |
|---|---|
| 久場整形外科医院<br>那覇市泊２丁目６番地１ | 平成 26 年１月１日 |

**那覇市告示第 312 号**
平成 26 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　翁　長　雄　志

| 名　　称<br>所　在　地 | 廃止年月日 |
|---|---|
| イオン薬局　那覇店<br>那覇市金城５丁目 10 番地２ | 平成 25 年 11 月１日 |
| 沖縄整肢療護園<br>那覇市古波蔵４丁目 11 番１号 | 平成 25 年 12 月１日 |
| 首里の杜耳鼻咽喉科<br>那覇市首里久場川町２丁目 96 番地 18 | 平成 25 年 12 月１日 |
| 那覇かなぐすく皮膚科<br>那覇市金城５丁目 11 番地６　小禄ｶﾞｰﾃﾞﾝﾋﾞﾙ１階 | 平成 25 年 12 月１日 |
| 医療法人愛燦会　たかえすクリニック<br>那覇市銘苅３丁目 23 番 16 号　あーとびーる２階 | 平成 25 年 12 月３日 |
| たまなは歯科医院<br>那覇市首里石嶺町４丁目 46 番地 | 平成 25 年 12 月９日 |
| まじきな歯科クリニック<br>那覇市首里鳥堀町４丁目 107 番地 | 平成 25 年 12 月 10 日 |

| | |
|---|---|
| 山口整形外科歯科医院（0111404）<br>那覇市三原１丁目14番17号 | 平成26年１月１日 |
| 山口整形外科歯科医院（0132968）<br>那覇市三原１丁目14番17号 | 平成26年１月１日 |
| 首里皮フ科<br>那覇市首里久場川町２丁目131番地　プロスペール首里103 | 平成26年１月１日 |
| 那覇民主診療所<br>那覇市泉崎２丁目２番地５ | 平成26年１月６日 |

**那覇市告示第313号**
平成26年２月３日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第４項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　翁　長　雄　志

| 名　　称<br>開　設　者 | 所　在　地<br>サービスの種類 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| ひまわり薬局　那覇店 | 那覇市安里１丁目７番６号<br>玉井飼料ﾋﾞﾙ１階 | 平成25年11月１日 |
| 株式会社ファーマみらい | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | |

| | | |
|---|---|---|
| ひまわり薬局　天久店 | 那覇市字天久 910 番地 | 平成 25 年 11 月１日 |
| 株式会社ファーマみらい | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | |
| 有限会社ユニバーサル<br>いきいき介護センター | 那覇市字仲井真 240 番地 2 | 平成 25 年 10 月１日 |
| 有限会社ユニバーサル | 特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | |
| 医療法人　医忠会<br>下地内科クリニック | 那覇市長田１丁目 24 番 26 号<br>長田ﾒﾃﾞｨｶﾙﾋﾞﾙ１階 | 平成 25 年 12 月１日 |
| 医療法人　医忠会 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | |
| 医療法人　城南会<br>小禄みなみ診療所 | 那覇市宮城１丁目１番 37 号 | 平成 25 年 12 月 20 日 |
| 医療法人　城南会 | 短期入所療養介護 | |
| 元気広場　識名 | 那覇市長田１丁目４番２号<br>玉城ﾋﾞﾙ 101 | 平成 26 年１月１日 |
| 株式会社　八島産業 | 通所介護<br>介護予防通所介護 | |
| デイサービスがじまる荘 | 那覇市松川３丁目 23 番 39-１号 | 平成 26 年１月１日 |
| 医療法人　城南会 | 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 | |
| デイサービスセンター若狭海岸 | 那覇市若狭１丁目 21 番１号 | 平成 26 年２月１日 |
| 有限会社ヘルスサポート | 通所介護<br>介護予防通所介護 | |

**那覇市告示第 314 号**
平成 26 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づくあん摩・マッサージを担当する施術者について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　翁　長　雄　志

| 施　術　者　氏　名 | | 変更年月日 |
|---|---|---|
| 変更事項 | 変　更　後（変　更　前） | |
| 小泉　禎久 | | 平成 25 年 12 月 20 日 |
| 所在地 | 那覇市銘苅２丁目６番10号　ﾍﾞﾙﾌｫｰﾚiekos A-201（那覇市おもろまち２丁目５番 37 号 ﾊﾟﾙﾏⅠ　7-A） | |

**那覇市告示第 315 号**
平成 26 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第５５条において準用する第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術者より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　翁　長　雄　志

| 名　　称 | | 変更年月日 |
|---|---|---|
| 変更事項 | 変　更　後（変　更　前） | |
| ライフ金城整骨院 | | 平成 26 年 1 月 6 日 |
| 所在地 | 那覇市田原１丁目 17 番８号　善ｱﾊﾟｰﾄ 101（那覇市金城５丁目８番 14 号　赤嶺ｱﾊﾟｰﾄ 102） | |

**那覇市告示第 316 号**
平成 26 年 2 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく柔道整復を担当する施術者の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく柔道整復を担当する施術者について、生活保護法第５５条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術者より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　翁　長　雄　志

| 施　術　者 | 施　術　所　名　称<br>施　術　所　所　在　地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 木村　鉄也 | ニケ整骨院<br>那覇市宇栄原３丁目 32 番 14 号<br>ﾗｲｵﾝｽﾞﾌﾟﾗｻﾞ宇栄原 101 | 平成 25 年 11 月 17 日 |

# 公　　告

那覇市公告第 390 号
平成 25 年 12 月 27 日
掲　　示　　済

那覇市基幹系業務システム最適化事業についての提案依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　件　　名　　「基幹系業務システム最適化事業」に関する提案依頼

２　依頼内容　　提案書、システム機能証明書、見積書等の提出

３　提出期限　　平成 26 年 1 月 24 日（金）12 時

４　問合せ先　　那覇市　企画財務部　情報政策課　　担当　平良・金城
TEL:098-861-0350　FAX:098-862-0619
E-Mail：M-JYOHO001@neo.city.naha.okinawa.jp

５　詳細内容　　基本仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。

**那覇市公告第 420 号**
平成 26 年１月 17 日
掲　　示　　済

壺屋焼物博物館施設サイン等制作及び設置業務委託入札の実施について

地方自治法第 234 条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の６及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　入札に付する事項
（１）業　務　名　壺屋焼物博物館施設サイン等制作及び設置業務委託
（２）履 行 場 所　那覇市立壺屋焼物博物館
　　那覇市壺屋１丁目９番 32 号
（３）履 行 内 容　別紙仕様書による
（４）履 行 期 間　契約日～平成 26 年３月 20 日

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たさなければならない。
（１）営業実績が２年以上あること。
（２）本市を所在地とする本店、支店及び営業所のいずれかを有すること。
（３）市税に滞納がないこと。
（４）労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
（５）賃金不払等社会的不正行為がないこと。
（６）業務執行において不誠実な行為がないこと。
（７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
（８）経営及び信用の状況が良好であること。
（９）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定する者に該当しないこと。
（10）地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後２年を経過し

ていること。
(11)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は、同条第６号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
(12)その他市長が必要と認める条件。

３　入札説明会の日時及び場所

日　時　平成 26 年１月 24 日(金)13：30 受付開始　14：00 説明開始
場　所　那覇市壺屋１丁目９番 32 号
　　那覇市立壺屋焼物博物館３階図書講座室
　　※施設状況確認・各種様式配付

４　入札執行並びに開札の日時及び場所

日　時　平成 26 年１月 30 日(木)13：30 受付開始　14：00 入札開始
場　所　那覇市壺屋１丁目９番 32 号
　　那覇市立壺屋焼物博物館
**＊駐車場が手狭ですので、近隣の有料駐車場をご利用ください。**

５　入札時提出書類

（１）入札書（市様式）
（２）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）
　　＊委任者（法人）の印鑑証明書を添付してください。
（３）入札保証金納付書**（様式１）**

６　資格審査書類の提出**（落札候補者のみ提出）**

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市立壺屋焼物博物館に持参すること。

＊本店が沖縄県外、離島など遠隔地にあるため持参が困難な場合には、例外的に郵送を認める。ただし、その場合には、一般書留及び速達で郵送すること。

（１）入札参加資格審査申請書**（様式２）**
（２）業務実績調書**（様式３）**
（３）商業登記簿
（４）定款
（５）所在地確認資料**（様式４）**
（６）租税完納証明
（７）労働保険（労災・雇用）加入証明書
（８）社会保険（健康保険・更正年金保険）加入証明書
（９）財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
(10) 誓約書**（様式５）**
(11) 他上記に関係する添付書類。

７　入札保証金

入札保証金は、第１回目に見積もる契約金額の 100 分の５とする。ただし、那覇市契約規則第 12 条第１項の各号に該当する場合は免除する。入札保証金は、

入札執行の日時に入札場所において納付すること。なお、那覇市契約規則第 12 条第１項の各号の適用を受けようとするものは、それにかかる関連書類（契約書の写しなど）を入札執行日に提出すること。

８　契約保証金
那覇市契約規則第４条第１項第９号に基づき免除。

９　入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10　郵送による入札は認めない。

11　お問合せ
那覇市市民文化部文化財課（壺屋焼物博物館）
髙里、平山
〒902-0065　那覇市壺屋１丁目９番 32 号
電話 098-862-3761　ＦＡＸ　098-862-3762

---

**那覇市公告第 426 号**
平成 26 年１月 22 日
掲　　示　　済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第４項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長　翁　長　雄　志

**那覇市公告第 427 号**
平成 26 年 1 月 22 日
掲　　示　　済

津波緊急一時避難施設への誘導案内シート及び表示板製作・設置業務委託契約に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を行うので地方自治法施行令167条の６及び那覇市契約規則第13条の規定により、次のように公告する。

那覇市長　翁　長　雄　志

１　入札に付する事項
（１）　業　務　名　　津波緊急一時避難施設への誘導案内シート及び表示板製作・設置業務委託契約
（２）　履 行 場 所　那覇市泉崎１丁目１番１号　総務部総務課市民防災室
（３）　履 行 内 容　仕様書による
（４）　契約予定日　平成26年１月29日
（５）　履 行 期 間　契約締結日から平成26年３月28日まで

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に揚げる事項のすべてを満たすものでなければ入札に参加することができません。
（１）　一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という。）および破産者で復権を得ない者でないこと。
能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
（２）　地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
（３）市税を滞納していないこと。
（４）経営状態が健全であると認められること。
（５）公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市指名停止等措置要領

に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと（那覇市指名停止等措置要領別表第１および第２の各号に掲げる措置要件に該当していないこと）。

（６）那覇市管財課の平成25年度入札参加資格者名簿に掲載され、沖縄県内の事業者であること。

３　入札執行の日時及び場所

（１）　日時　　平成26年１月28日（火）午前11時00分

（２）　場所　　那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市役所庁舎５階会議室　「501会議室」

５　入札保証金

入札保証金は、第１回目に見積もる契約金額の 100 分の５相当額を加算した金額の 100 分の５以上とする。

６　入札参加資格の確認申請

（１）　提出期限　　平成26年１月27日（月）午前11時00分

（２）　提出場所　　那覇市泉崎１丁目１番１号
総務部　総務課　市民防災室（那覇市役所庁舎５階）

＊　入札説明書、入札参加資格審査申請書等につきましては、市ホームページからダウンロード、または、上記、総務課市民防災室で配布しております。

＊　入札参加資格審査申請書他、必要書類の提出につきましてはお手数ですが、直接、上記、総務課市民防災室窓口までお持ちください。

＊　平成２５年度中に那覇市総務部管財課へ①商業登記簿、②印鑑証明書、③市税を滞納していないことの証明、④財務諸表　をすでに提出済みでありましたら、①～④書類の提出を省略することができます。その場合、期日内で市民防災室窓口提出の１時間前までに担当へ電話連絡を取り了承を得ること。

７　入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

８　お問い合わせ

那覇市総務部総務課市民防災室
〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電話　098-861-1102　　FAX　098-862-0614

# 上下水道局告示

**那覇市上下水道局告示第 21 号**
平 成 26 年 1 月 15 日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　翁　長　　聡

新　規　指　定

| | |
|---|---|
| 指定（登録）番号 | 第　464　号 |
| 指定工事店名 | 有限会社　永山水道工事社 |
| 営業所所在地 | 沖縄市大里２丁目２番 12 号 |
| 代表者名 | 永山　均 |
| 有効期間 | 自　平成 26 年１月 14 日 |
| | 至　平成 30 年３月 31 日 |

# 教育委員会規則

**那覇市教育委員会規則第１号**
平　成　２６　年　１　月　２１　日
公　　布　　済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長　添石　幸伸

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （公の施設の所管）<br>第9条　教育委員会の所管に属する公の施設並びに所管する部及び課は、次の表のとおりとする。<br>［表　別記］ | （公の施設の所管）<br>第9条　［略］<br>［表　別記］ |
| 備考　表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 | |

付　則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

［改正前　別記］

［第9条の表］

| 公の施設の名称 | 所管する部及び課 | |
|---|---|---|
| | 部 | 課 |
| ［略］ | 生涯学習部 | 市民スポーツ課 |
| 那覇市営奥武山屋内運動場 | | |
| 那覇市立森の家みんみん | ［略］ | |

［改正後　別記］

［第9条の表］

| 公の施設の名称 | 所管する部及び課 | |
|---|---|---|
| | 部 | 課 |
| ［略］ | 生涯学習部 | 市民スポーツ課 |
| 那覇市営奥武山屋内運動場 | | |
| 那覇市営奥武山トレーニング室 | | |
| 那覇市立森の家みんみん | ［略］ | |

# 教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第５号
平　成　２６　年　２　月　３　日

那覇市立森の家みんみんの指定管理者の指定について

那覇市立森の家みんみんの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき平成25年12月定例議会において承認されましたので、那覇市立森の家みんみん条例第16条第４項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市教育委員会
教育長　城間幹子

１　指定管理を行わせる公の施設
　名　称　那覇市立森の家みんみん
　所在地　那覇市首里儀保町４丁目79番地８

２　指定管理者となる団体
　名　称　沖縄自然環境ファンクラブ
　所在地　那覇市首里儀保町４丁目79番地33　奥井アパート101
　代表者　藤井　晴彦

３　指定期間　平成26年４月１日から平成31年３月31日まで